

## 6. 国際入試〈教育学部〉

実施学部	教育学部
募集人員	3名
出願要件	<p>次の(1)~(3)のすべてに該当する者としてします。</p> <p>(1) 本学教育学部を第1志望とし、合格した場合、入学することを確約する者</p> <p>(2) TOEFL [iBTテスト], TOEIC, IELTS [アカデミック・モジュール], IELTS Indicator, ケンブリッジ英検 [FCE, CAE または CPE], GTEC, TEAP, TEAP CBT, または実用英語技能検定 [英検] のいずれかを出願前2年以内(令和5年9月以降)に受験した者</p> <p>(3) 次のア. 一般, イ. 帰国生徒, ウ. 私費外国人留学生のいずれかの区分に該当する者</p> <p>ア. 一般 次の各項のいずれかに該当する者</p> <p>① 高等学校若しくは中等教育学校を令和2年4月以降に卒業した者及び令和8年3月までに卒業見込みの者</p> <p>② 通常の課程による12年の学校教育を令和2年4月以降に修了した者及び令和8年3月までに修了見込みの者</p> <p>③ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等の学力があると認められる者で、令和2年4月以降にこれに該当するもの及び令和8年3月までにこれに該当する見込みのもの</p> <p>イ. 帰国生徒 日本国籍を有する者又は日本国の永住許可を得ている者のうち、保護者とともに海外に在住(原則1年以上)した者で、次の①~④のいずれかに該当する者</p> <p>① 外国において学校教育における12年の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む)を令和2年4月1日から令和8年3月31日までに卒業(修了)した者及び卒業(修了)見込みの者のうち、最終の学年を含めて2年以上継続して外国における学校教育を受けているもの</p> <p>(注) 外国に設置された学校であっても、日本の学校教育法に準拠した教育を実施している学校に在学した者については、その期間は外国において学校教育を受けたものとはみなさない。また、インターナショナルスクールやアメリカンスクール等の出身者については、出願が認められない場合があるので、早めの照会を求めます。</p> <p>② スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を令和2年以降に外国において取得した者及び令和8年3月までに取得する見込みの者</p> <p>③ ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格、フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格、英国において大学入学資格として認められているGCE-Aレベル資格もしくは国際Aレベル資格又は欧州連合構成国において大学入学資格として認められている欧州バカロレア資格を令和2年以降に外国において取得した者及び令和8年3月までに取得する見込みの者(必要な科目数・評価については、九州大学学務部入試課まで問い合わせること。)</p> <p>④ 外国において国際的な認証団体(WASC, CIS, ACSI, NEASC, Cognia, COBIS)の認定を受けたインターナショナルスクールにおける12年の課程を令和2年4月以降に卒業(修了)した者及び令和8年3月までに卒業(修了)見込みの者</p> <p>ウ. 私費外国人留学生 日本以外の国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ていない者で、次の【1】及び【2】のすべてに該当する者</p> <p>【1】 次の①~⑤のいずれかに該当する者</p> <p>① 外国において学校教育における12年の課程を令和2年4月以降に修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</p> <p>② 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を令和2年以降に取得した者</p> <p>③ ドイツ連邦共和国の各州の大学入学資格として認められているアビトゥア資格を外国において令和2年以降に取得した者</p> <p>④ フランス共和国の大学入学資格として認められているバカロレア資格を外国において令和2年以降に取得した者</p> <p>⑤ 英国の大学入学資格として認められているGCE-Aレベル資格又は国際Aレベル資格を外国において令和2年以降に取得した者(必要な科目数・評価については、九州大学学務部入試課まで問い合わせること。)</p>